

社会福祉法人慈安会はちまんぎ保育園
重要事項説明書

1. 施設運営者

名 称	社会福祉法人慈安会
所在地	埼玉県川口市八幡木一丁目17番地の2
電話番号	048-280-6216
代表者氏名	理事長 矢作 美智代

2. 施設の目的及び運営の方針

施設の目的	はちまんぎ保育園（以下当園という）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
運営方針	1 当園は乳幼児の最善の利益を考慮し保育の提供に努めます。 2 当園は家庭との緊密な連携のもとに養護、教育を一体的に行います。 3 当園は家庭や地域との様々な連携を図りながら保護者の支援及び地域の子育て支援に努めます。 4 当園は川口市が定める児童福祉法に基づく運営の基準条例、その他関係法令を遵守し事業を実施します。

3. 提供する保育の内容

名 称	はちまんぎ保育園
所在地	埼玉県川口市八幡木一丁目17番地の2
電話番号	048-280-6216
開所年月日	平成31年4月1日
施設長氏名	矢作 美智代
職員数	20人
取扱う保育事業の種類	月極保育、短時間保育

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
園長	1人	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体を把握し園務を遂行します。

主任保育士	1人	園長を補佐し、園児全体を把握し園務を遂行します。
保育士	14人	保育に従事しその計画の立案、実施及び家庭連絡等の業務を行います。
調理員	2人	献立にもとづき給食おやつを調理し、衛生管理に努めます。
栄養士	1人	献立の作成を行うと共に調理を行います。
事務長	1人	受付窓口、現金出納管理、経理事務などを行います。

5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	平日 午前7時00分から午後7時00分まで 土曜 午前7時00分から午後6時00分まで
標 準 時 間	午前7時00分から午後6時00分まで
	延長保育は午後6時00分から午後7時00分まで (土曜日は延長保育を行いません。)
短 時 間	午前8時30分から午後4時30分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日及び12月29日から翌年1月3日まで

6. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理由・金額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延 長 保 育 料	30分当たり200円、上限月4000円
実 費 徴 収	3歳以上児 主食費月額2000円、副食費月額4500円 帽子・教具代9000円程度、コットリース代月額300～500円 ※実施する場合：卒園アルバム代 およそ4,000円 卒園遠足代 およそ2,000円（希望者のみ） 3歳未満児 帽子・教具代 5000円程度
上 乗 せ 徴 収	なし

7. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	8人	12人	15人	17人	17人	17人	86人

8. 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
利用開始に関する事項	利用申込みを行った支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとします。
利用終了に関する事項	当保育所は以下の場合には保育の提供を終了します。 1. 園児が満6歳になったとき。但し年度の3月31日までは提供します。 2. 支給認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。 3. その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
欠席、遅刻する場合	午前9時00分までに連絡してください。
降園予定時間、迎え人変更時	事前に必ず連絡してください。
健康診断について	内科検診年2回、歯科検診年1回実施します。

9. 緊急時等における対応方法

(1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10. 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	川口南消防署へ平成31年3月29日届出済 防火管理者 氏名 矢作 拓也
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯、カーテン・敷物・建具等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所 八幡木中学校校庭 第2避難場所 八幡木公園

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

(3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児童虐待研修に職員派遣、受講させています。

1 2. その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
主な一日のスケジュール	7 : 0 0 開園・順次登園・自由遊び 9 : 0 0 朝の会・クラス別保育 1 1 : 3 0 給食 1 2 : 3 0 乳児午睡 1 3 : 0 0 幼児午睡 1 5 : 0 0 おやつ 1 6 : 3 0 順次降園・自由遊び 1 8 : 0 0 延長保育 1 9 : 0 0 閉園
保護者会・運営委員会	保護者会は年2回を予定しております。 運営委員会は、はちまんぎ保育園運営委員会会則に基づき開催します。
健康診断	内科検診を年2回、歯科検診を年1回実施します。
損害賠償保険の加入	賠償責任保険に加入します。
相談・苦情窓口	園職員を相談・苦情窓口とし、理事長が問題解決に当たります。 また外部の苦情相談窓口として、当該担当者が苦情相談にあたります。 苦情相談窓口 小原 七重 TEL 048-283-3808
個人情報の取扱い	はちまんぎ保育園プライバシーポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。

2 0 1 9 年 4 月 1 日 制 定

2 0 2 4 年 4 月 1 日 改 訂